



内閣府
Cabinet Office

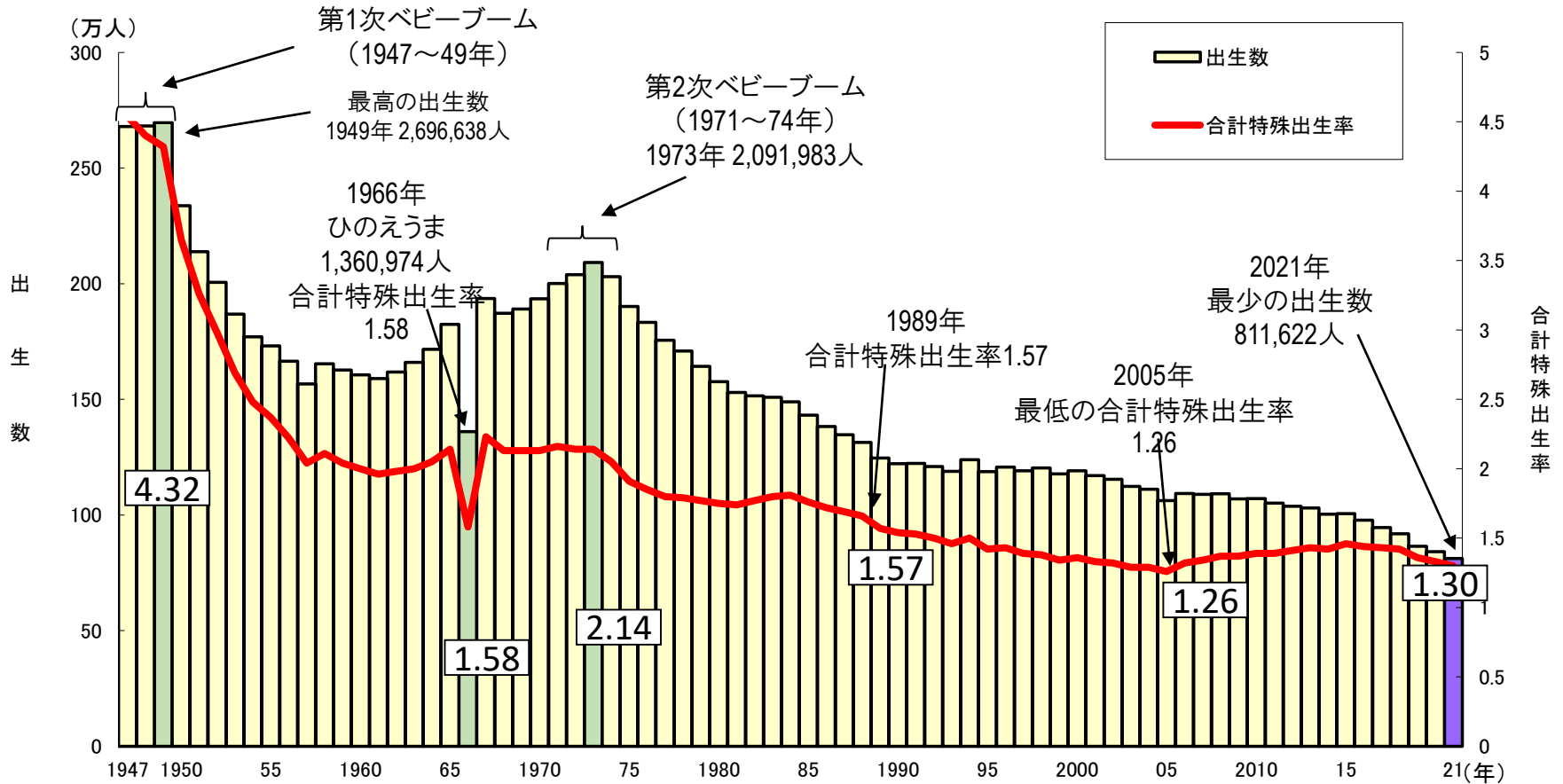
ESRI政策フォーラム

シリーズ：「静かなる有事」少子化と男女共同参画
第2回「多様な家族への子育て支援の在り方について」
基調講演

内閣府子ども・子育て本部統括官
吉住 啓作

出生数、合計特殊出生率の推移

- 2021年の出生数は81万1,622人で、前年比29,213人減少。
- 2021年の合計特殊出生率は1.30で前年比0.03ポイント低下。



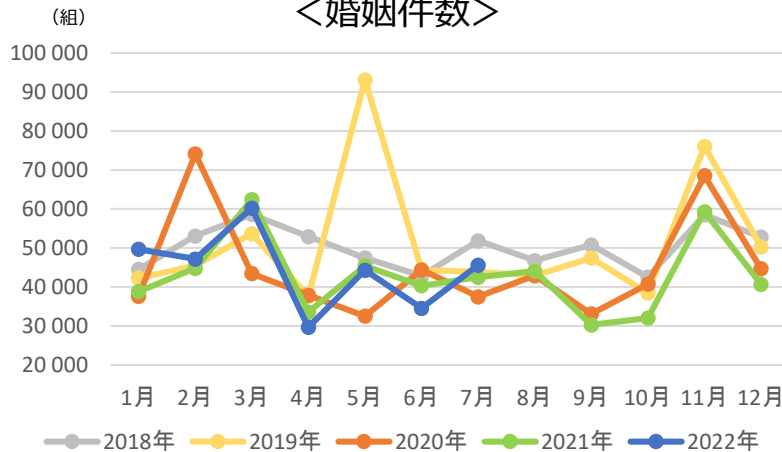
資料：厚生労働省「人口動態統計」

コロナ禍における婚姻件数・出生数の状況

- 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、2020年、2021年の婚姻件数は減少。
2021年の婚姻件数（確定数）は、50万1,138組（対前年比▲12.3%）。2022年1月から7月までの速報値の累計は対前年比1.1%増
- 出生数についても、2020年12月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が出始めている可能性。
2021年の出生数（確定数）は、81万1,622人（対前年比▲2.8%）。2022年1月から7月までの速報値の累計は対前年比▲5.5%
- 少子化の進行が深刻さを増す中、新型コロナウイルス感染症の影響が、結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼしている可能性がある。

※速報値は、日本における日本人、日本における外国人、外国における日本人及び前年以前に発生した事象を含むものである。

<婚姻件数>

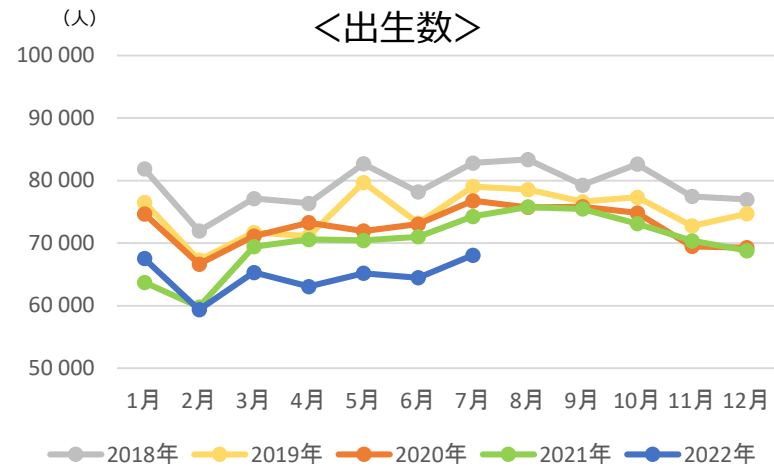


1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

● 2018年 ● 2019年 ● 2020年 ● 2021年 ● 2022年

	婚姻件数	対前年比	増減率(%)
2019年	599,007	12,526	2.14
2020年	525,507	-73,500	▲12.27
2021年	501,138	-24,369	▲4.6
2022年 (1月~8月)	1月~8月累計 351,879	※対前年同期比 ▲43	※対前年同期比 0.0

<出生数>



1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

● 2018年 ● 2019年 ● 2020年 ● 2021年 ● 2022年

	出生数	対前年比	増減率(%)	合計特殊出生率
2019年	865,239	-53,161	▲5.79	1.36
2020年	840,835	-24,404	▲2.82	1.33
2021年	811,622	-29,213	▲3.5	1.30
2022年 (1月~8月)	1月~8月累計 527,111	※対前年同期間比 -27,969	※対前年同期間比 ▲5.0	-

※出典：厚生労働省「人口動態統計速報」を基に内閣府で作成

※2019年・2020年・2021年は確定数、2022年の数値は速報値。

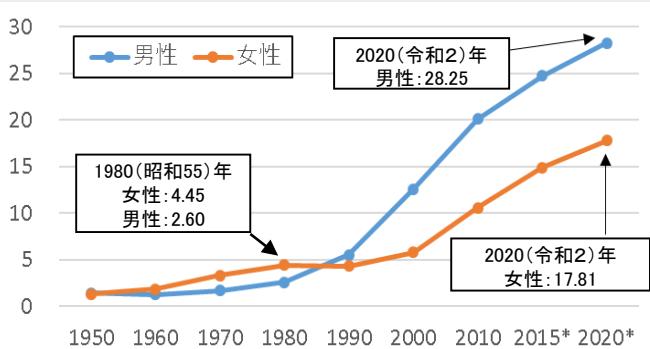
※確定数・概数は、日本における日本人の数値。（前年以前発生ものを除く。）

※速報値は、日本における日本人、日本における外国人、外国における日本人及び前年以前に発生した事象を含むもの。

少子化の要因

- 出生率低下の主要因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下。特に未婚化・晩婚化の影響が大きい。
⇒希望の実現を阻む隘路を打破することが必要。

○50歳時の未婚割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2022」。
注：45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。
注：* 配偶関係不詳補完結果に基づく。

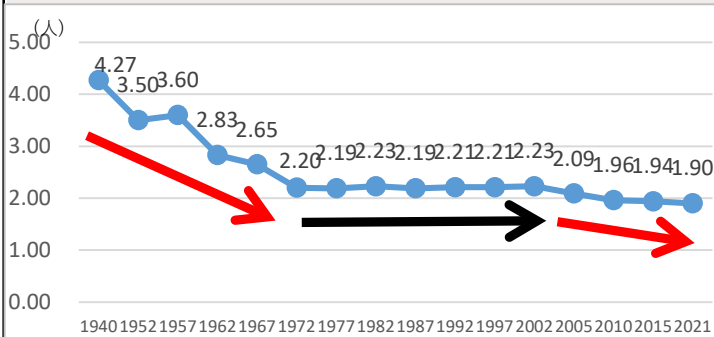
若い世代の8割以上が結婚に対する希望を持っているが、

- ・ 適当な相手にめぐり合わない…男性:43.3%, 女性:48.1%
- ・ 自由さや気楽さを失いたくない…男性:26.6%, 女性:31.0%
- ・ まだ必要性を感じない…男性:25.8%, 女性:29.3%
- ・ 資金が足りない…男性:23.1%, 女性:13.4%

などの理由で、結婚の希望がかなえられていない。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（独身者調査）」
注：対象は25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由（3つまで選択可）としてあげているかを示す。

○夫婦の完結出生児数



資料：国立社会保障・人口問題研究所 「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）
注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子供数不詳を除く）。各調査の年は調査を実施した年である。
注：第15回以前は妻の調査時年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の夫婦について集計。

既婚者では平均して2人程度の子供を持ちたいという

希望を持っているが、（※未婚者の平均希望子ども数は男性：1.82人、女性：1.79人）

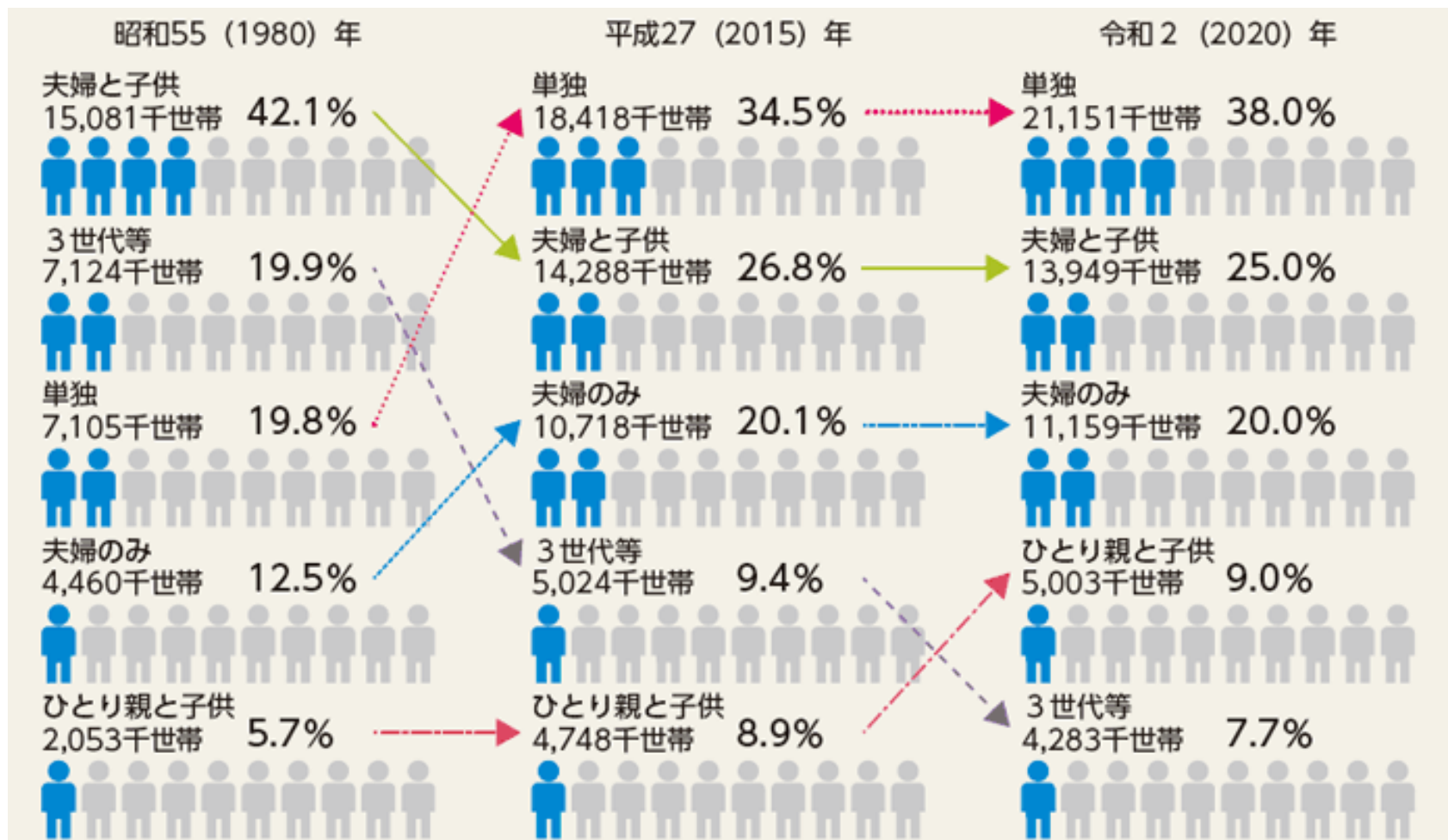
- ・ 子育てや教育にお金がかかりすぎるから…52.6%
- ・ 高年齢で生むのは嫌だから…40.4%
- ・ 欲しいけれどもできないから…23.9%
- ・ これ以上、育児の負担に耐えられないから…23.0%
- ・ 健康上の理由から…17.4%
- ・ 自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから…15.8%

などの理由で、子供の数に関する希望がかなえられていない。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」
注：第15回以前は妻の調査時年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の夫婦について集計。

家族の姿の変化

○世帯種類別の構成割合について、1980年と2020年を比較すると、2020年では「単独世帯」、「ひとり親と子供世帯」の構成割合が増加する一方、「夫婦と子供世帯」、「3世代等世帯」の構成割合は低下している。



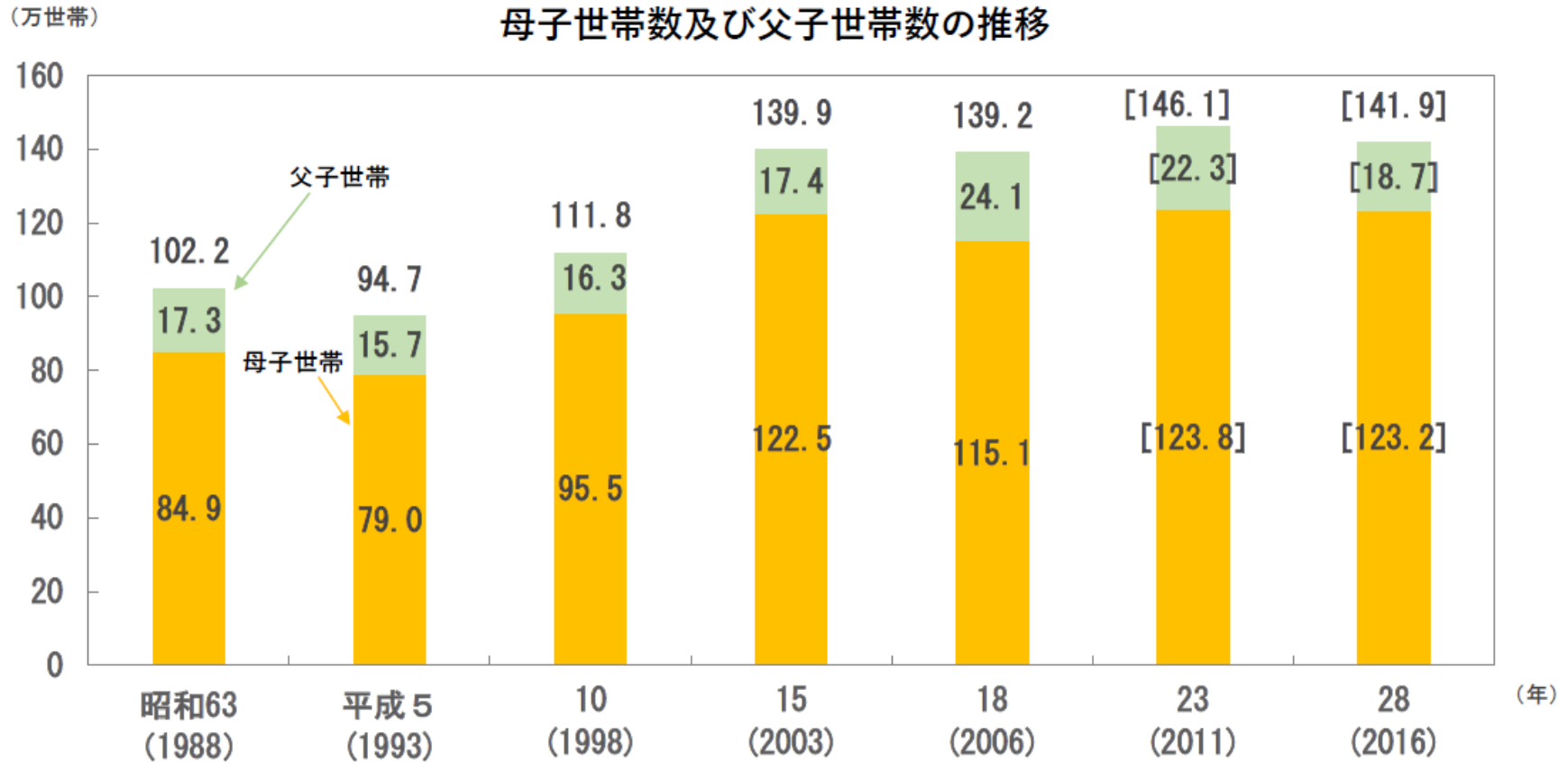
(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。

2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。

3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

母子世帯数及び父子世帯数の推移

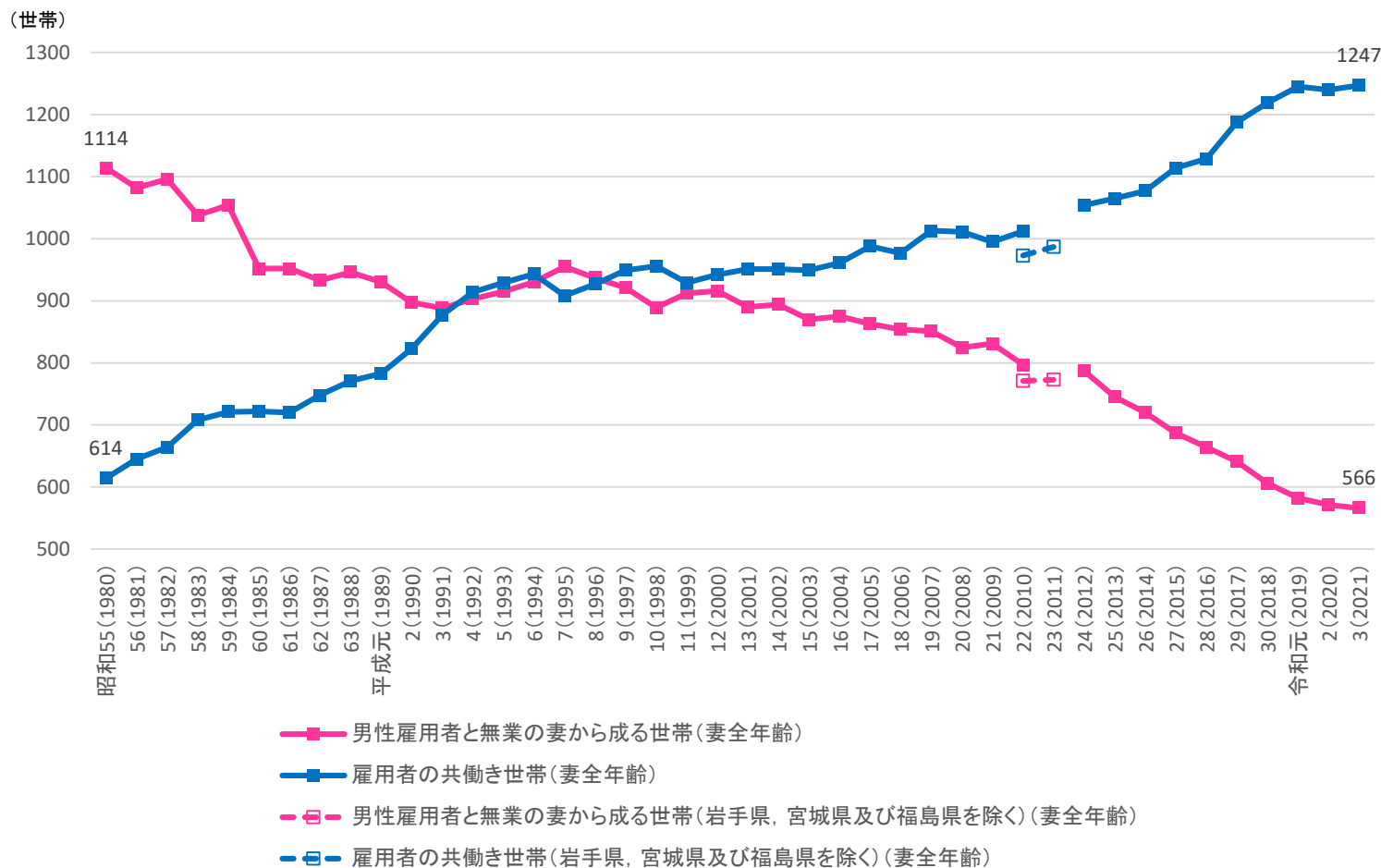
・ひとり親世帯数は、およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加している。



- (備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
2. 各年11月1日現在。
3. 母子(父子)世帯は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
4. 平成23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻全年齢）

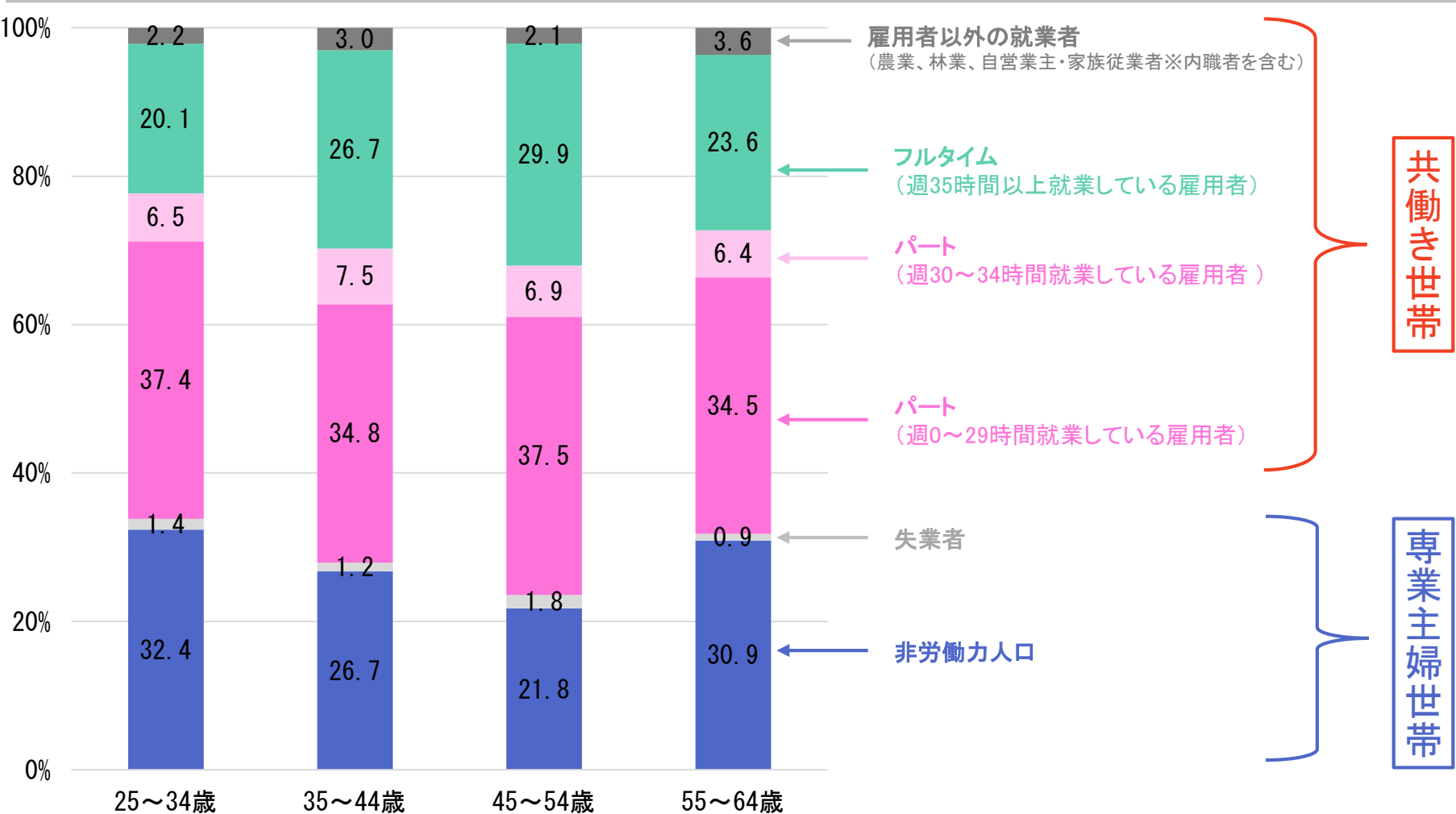
- 雇用者の共働き世帯は増加傾向。
- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向。



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月。）、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

夫婦と子供から成る世帯の妻の就業状態別割合（妻の年齢階級別）（2021年）

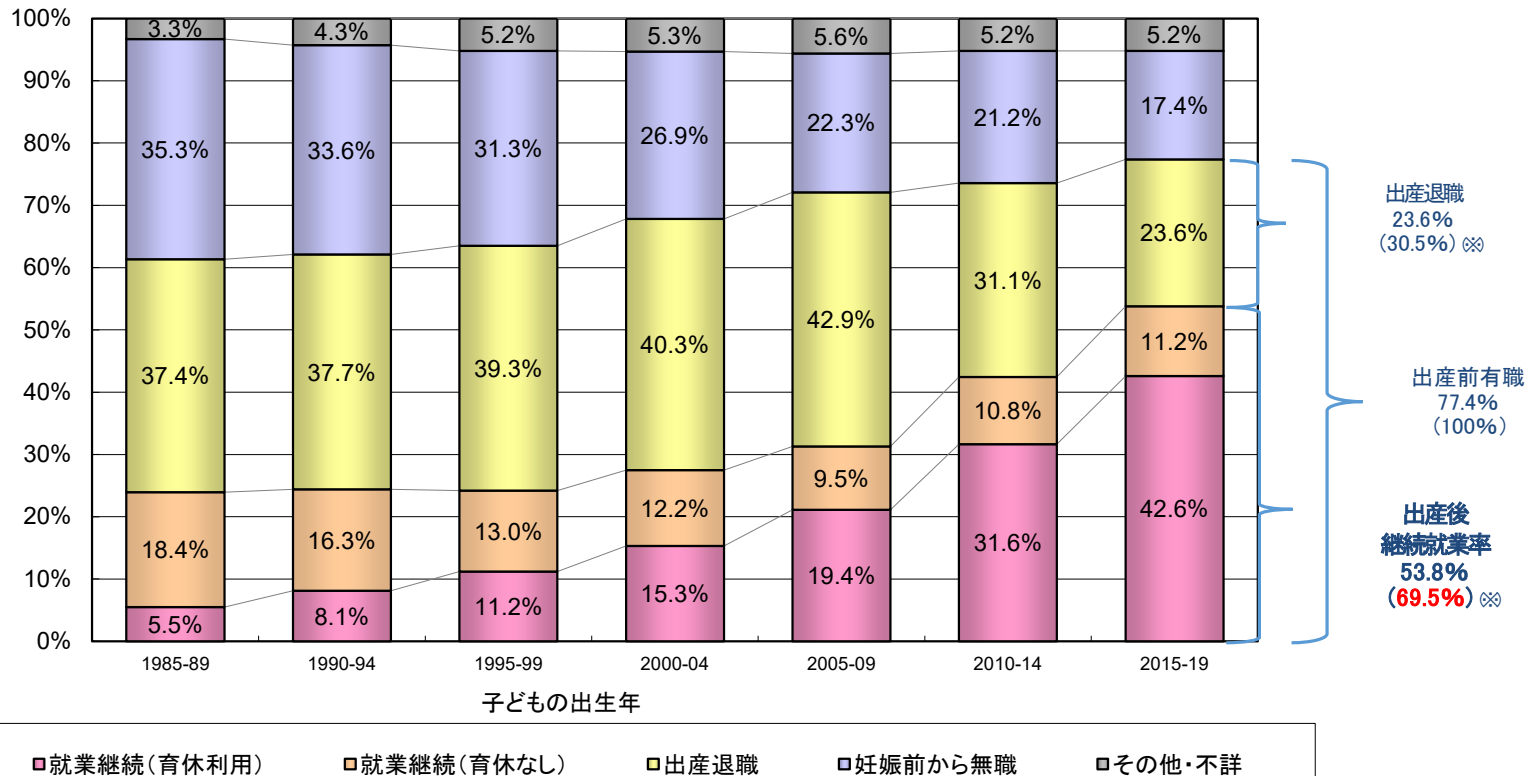
○夫が週35時間以上就業している雇用者の世帯についてみると、妻が25～34歳の世帯では、専業主婦世帯が33.8%、共働き世帯が66.2%となっている。
 ○共働き世帯を詳しく見ると、どの年齢階級でも、妻がパート（週35時間未満）の割合の方が、妻がフルタイム（週35時間以上）の割合より高い。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。
 2. 夫が非農林業雇用者かつ週35時間以上就業している世帯。
 (出典) 人生100年時代の結婚と家族に関する研究会資料

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化

○ 約3割の女性が出産・育児により退職している。



(※) ()内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

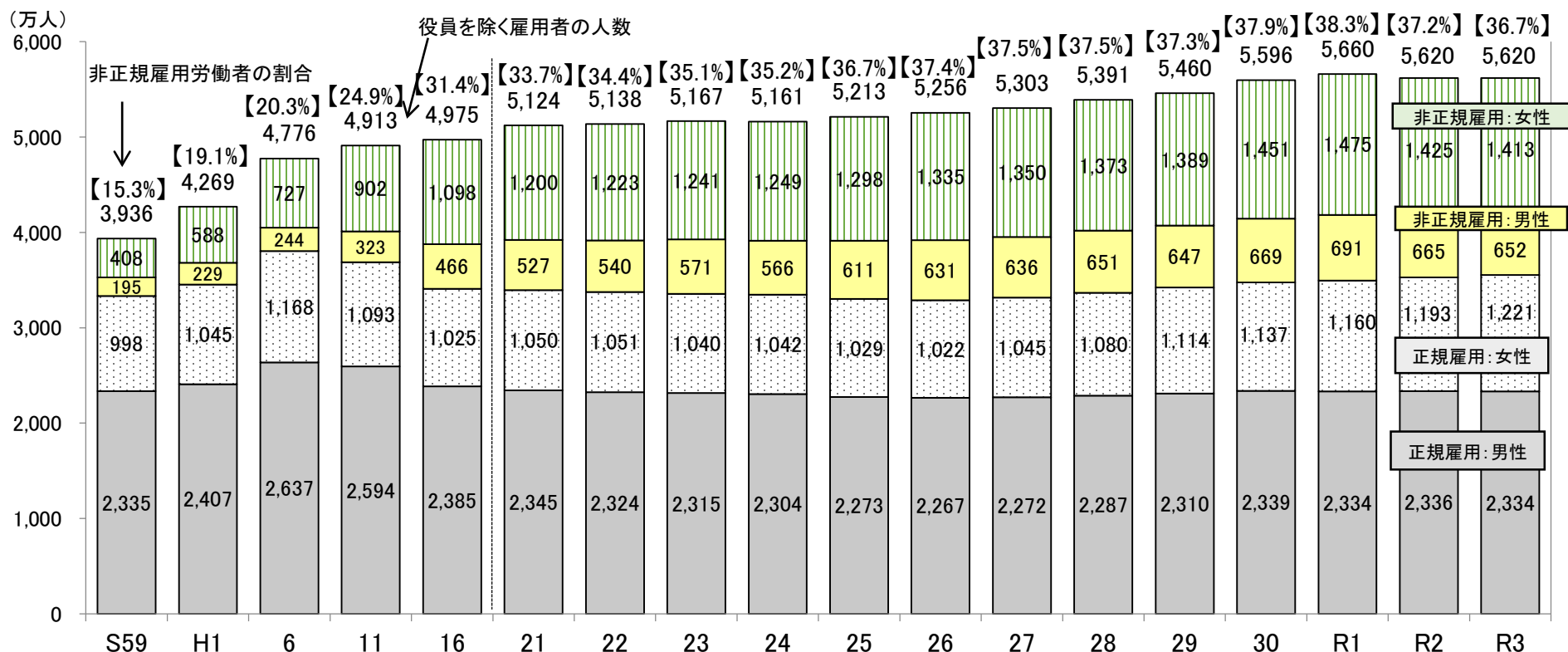
(注1) 就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化をみたもの。

(注2) 上記グラフは、対象期間(例:2015~2019)中に出産した女性の就業変化を表している。

【資料出所】 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」

正規雇用労働者と非正規雇用労働者数の推移（男女別）

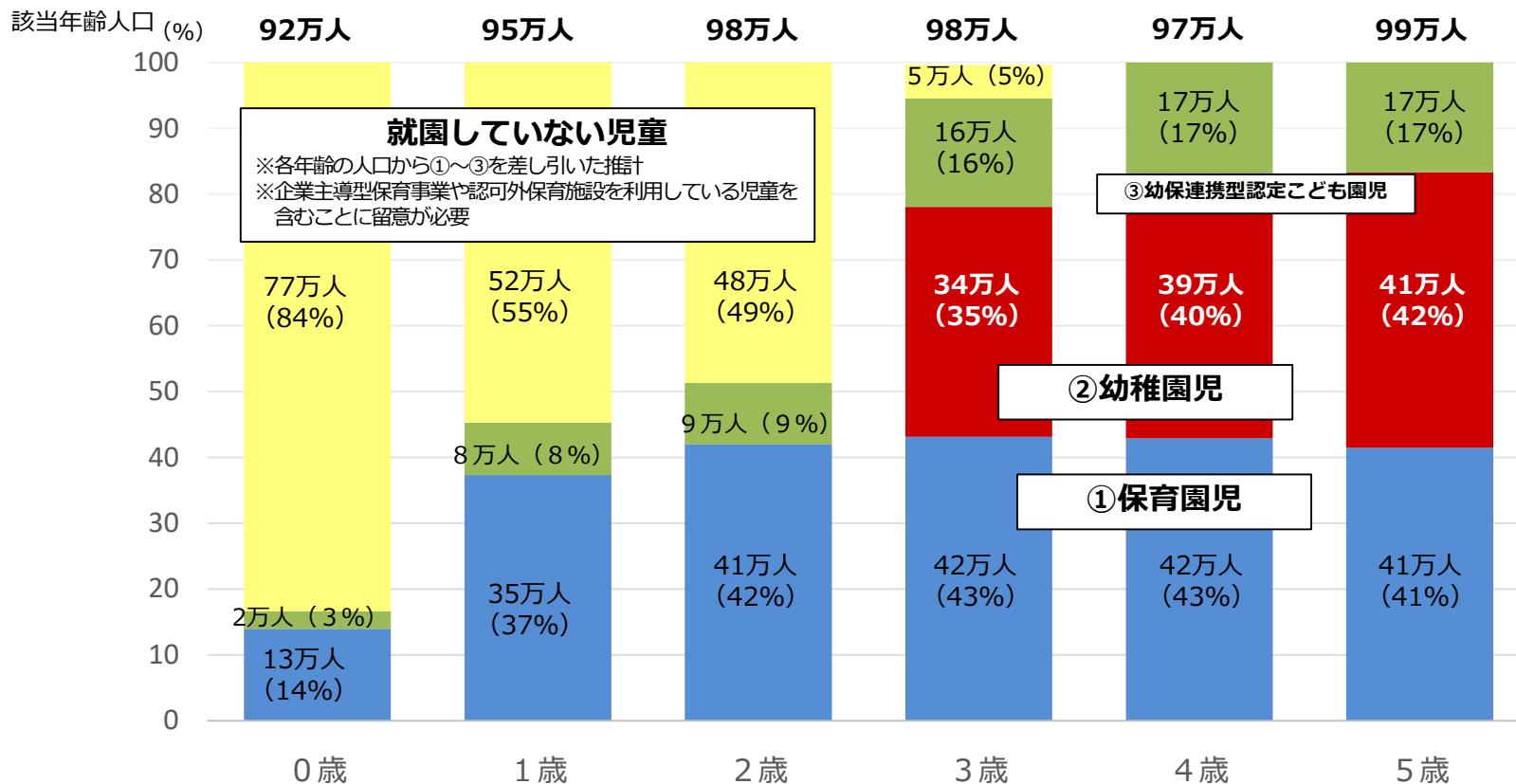
- 非正規雇用労働者は、男女とも平成6年から緩やかに増加傾向にあったが、令和2年及び令和3は減少。令和3年の非正規雇用労働者は、男性652万人(21.8%)、女性1,413万人(53.6%)。
- 正規雇用労働者は、男女とも平成26年まで緩やかに減少していたが、平成27年に8年ぶりに増加に転じ、男性は4年連続で増加したあとわずかに減少しほぼ横ばい、女性は7年連続で増加。



(備考) 1. 平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10より作成。
 2. 平成21年の数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
 3. 平成22年から平成28年までの数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及又は補正した数値(割合は除く)。
 4. 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(平成27年国勢調査基準)。
 5. 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 6. 正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 7. 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 8. 割合は、「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」、それぞれの男女計に占める割合。

年齢別の未就園児の割合

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約182万人）、3～5歳児の約2%（約5万人）となっている。



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。

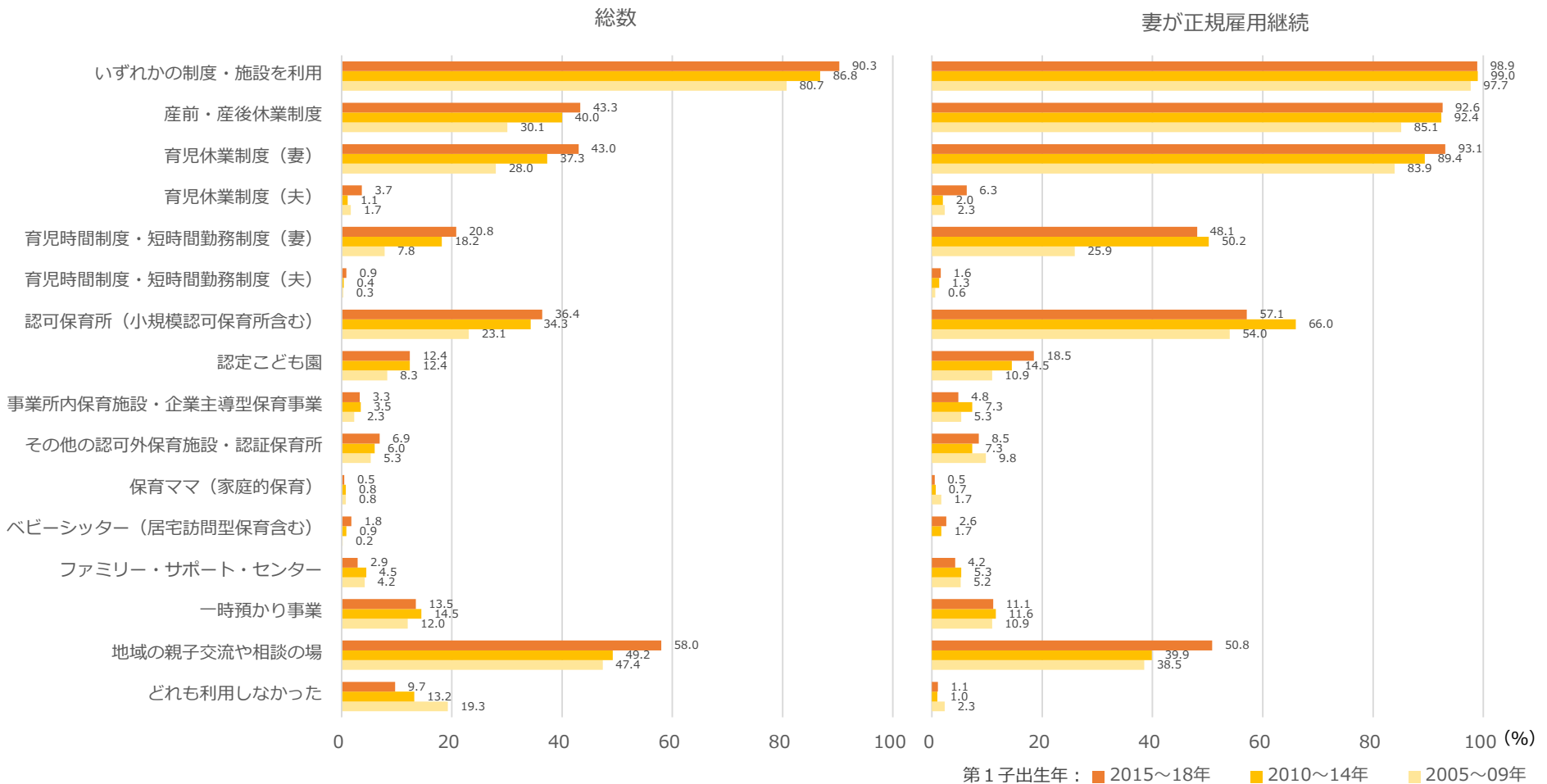
※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

子が3歳になるまでに利用した子育て支援制度や施設

○いずれかの子育て支援制度・施設を利用した夫婦の割合は近年になるほど上昇している。
 ○特に利用率が上昇したのは、産前・産後休業制度、育児休業制度（妻）、育児時間制度・短時間勤務制度（妻）、認可保育所、地域の親子交流や相談の場。

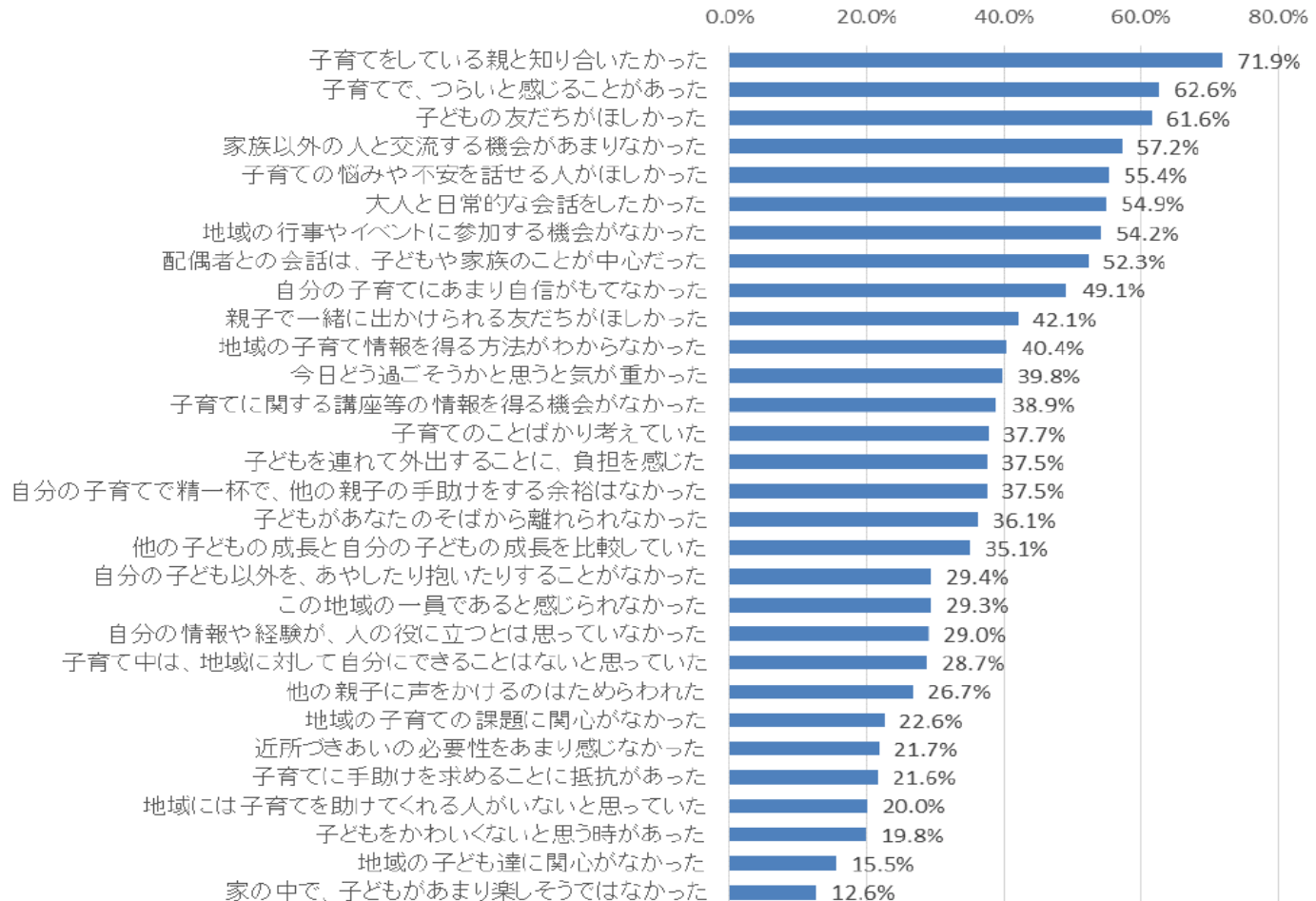


※出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」。

※注：対象は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢が55歳未満の初婚どうしの夫婦。第1子が3歳以上、15歳未満の夫婦について集計。

子育て家庭の支援ニーズ

拠点を利用する前の子育て状況



※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
 （全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】 男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多	【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】 欲しいけれどもできないから (74.0%) 高齢で生むのはいやだから (39.0%)	【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】 家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%	【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】 子育てや教育にお金がわかりすぎるから (69.8%)
-------------------------------------	--	--	---

結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞
不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

＜切れ目のない支援＞
産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進

＜育児休業給付＞
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

＜待機児童解消＞
保育の受け皿確保

地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

経済的支援

＜児童手当＞
財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

＜高等教育の修学支援＞
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

＜幼児教育・保育の無償化＞
2019年10月からの無償化を着実に実施

- 更に強力に少子化対策を押し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

総合的な少子化対策の推進について

- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を進めている。
- 令和4年度における主な取組は以下のとおり。

結婚	妊娠・出産	子育て	地域・社会による子育て支援	経済的支援
結婚支援 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援 【地域少子化対策重点推進交付金 補正+当初で36.7億円】 結婚新生活支援事業の充実 【同上】	妊娠・出産への支援 不妊治療等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療の保険適用【補正+当初で212億円】 ・不妊治療を受けやすい職場環境整備【5.1億円】 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 <ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業の全国展開【補正23億円+当初115億円の内数】 	仕事と子育ての両立支援 待機児童の解消 「新子育て安心プラン」に基づき、令和3～6年度の4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備 【保育所等整備交付金 補正+当初で846億円】 男性の育児休業の取得促進 子の出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの創設等を内容とする改正育児・介護休業法の施行 【126億円の内数】	利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた取組を推進【1,748億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援員が各事業所を巡回 ・一体的相談機関（母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関）との連携を強化 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の改正法案を令和4年通常国会に提出（令和4年6月に成立） 	児童手当の給付【12,588億円】 幼児教育・保育の無償化の着実な実施【3,410億円】 高校生、高等教育の修学支援制度の確実な実施【10,523億円】

※注記のない場合は令和4年度当初予算額。

こども家庭庁の創設

- ・こども政策の新たな推進体制として、「こども家庭庁」を創設する法案を令和4年通常国会に提出（令和4年6月に成立）

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

施設等利用費

施設型給付を受けない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業
⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

現物給付

現金給付

児童手当等 交付金

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付

0～3歳未満 15,000円
3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円
中学校 10,000円
所得制限限度額（960万円）～所得上限額（1,200万円） 5,000円（特例給付）

利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声①
「親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声②
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声③
「最近、子育てがしんどいです…」

利用者支援事業

子育て短期支援事業



一時預かり



など

指定障害児相談支援事業所



など

子育てサークル



保健センター（保健師）



など

相談対応（来所受付・アウトリーチ）

個別ニーズの把握

日常的に対応



本事業が行われる施設等の職員

連携

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！

助言・利用支援

利用者支援専門員



**ネットワークの構築
社会資源の開発**

連携



本事業が行われる施設等の職員

日常的に連携

地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりが減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



○実施主体 市町村(特別区を含む)

○実施か所数の推移(単位:か所数)

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
7,259	7,431	7,578	7,735	7,856

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○主な補助単価(令和4年度予算)

【基本事業】一般型 8,398千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
 連携型 3,008千円(5～7日型の場合)
 (注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)

3,306千円(一般型(5日型)で実施した場合)

地域支援加算 1,518千円

特別支援対応加算 1,062千円

育児参加促進講習休日実施加算 400千円

(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

地域子育て支援拠点

○**一般型** 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○**連携型** 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ① **子育て親子の交流の場の提供と交流の促進**
- ② **子育て等に関する相談、援助の実施**
- ③ **地域の子育て関連情報の提供**
- ④ **子育て及び子育て支援に関する講習等の実施**



○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）

